

重症心身障害児施設入所は人権侵害と主張する根拠は何か

山 崎 國 治

- 1 「人権」とは、人間が生まれながらに当然持っている基本的な権利とされている。病院で生命を保障される権利も人権の一つである。
- 2 「障害者権利条約（以下（条約）という）の「前文」に規定されている人権規定をみておこう。

C項

「この条約の締約国は、すべての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者がすべての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し、」

J項

「すべての障害者（より多くの支援を必要とする障害者を含む）の人権を促進し、及び保護することが必要であることを認め、」

V項

「障害者がすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能とするに当たっては、物理的、社会的、経済的及び文化的な環境、健康及び教育並びに情報及び通信についての機会が提供されることが重要であることを認め、」

第7条第1項

「締約国は、障害のある児童が他の児童と平等にすべての人権及び基本的自由を完全に享有することを確保するためのすべての必要な措置をとる。」

第7条第2項

「障害のある児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」

- 3 以上の条文からもわかるように、重症心身障害児・者（以下「重症児・者」という）の人権も条約によって保護されていると考えてよい。
- 4 では、条約によって保護されているはずの重症児者が、重症心身障害児施設（以下「重症児施設」という。）に入所していると、なぜ人権侵害となるのであろうか。

条約の諸規定からは、施設入所が人権侵害という根拠は見出せない。

5 問題の発端は、今年の3月30日に開催された内閣府の障がい者制度改革推進会議にある。

具体的には、「医療に関する意見（資料3）」の「重度障害児の在宅移行」項目の「設問」に対する「提出意見」の中にある。

そこで、「設問」の全文をみておくことが肝要となる。

「障害者の権利条約第23条は、『締約国は障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。』

『締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する』

『いかなる場合にも、児童は、自己が障害を有すること又は父母の一方若しくは双方が障害を有することを理由として父母から分離されない。』（政府仮訳）と規定している。

しかし、日本では、入院中の重度障害児の在宅移行が進まず、重症心身障害児施設（重症児施設）の増設が取り沙汰されている。

親・家族に一度も抱かれることなく、例えば、NICUから直接重症児施設に移管されて一生を施設の中で暮らすことも存在する。

このような重度の障害児が在宅で暮らせない状況は、障害児者本人にとって人権侵害であるか、否か、ご意見を賜りたい。」

この「設問」では、「重度障害児」「重度の障害児」「障害児者本人」と表現が不統一で、「重症心身障害児施設（重症児施設）」の用語はあるが、「重症心身障害児」という表現は使用されていない。

しかし、「重症児施設」という表現があるので、ここは、「重症児が在宅で暮らせない状況は、重症児本人にとって人権侵害であるか、否か、」と読み替える。また、「重症児が在宅で暮らせない状況とは、重症児施設で暮らしている状況」と読み替えて理解することが可能である。

この二つの読み替えによって、「重症児が重症児施設に入所していることは、人権侵害であるか、否か」となる。

6 そこで、提出意見16人の回答内容を調べてみると、私見による区分では次のようになる。

人権侵害とまでは言い切れない	4人
人権侵害である	8人
問題ではある	1人

家庭生活に向けた政策が必要	1人
障害者権利条約第19条・第23条違反	2人

このように、 の計11人対 の計5人の割合は、69%対31%となり、人権侵害と考える委員が約7割、人権侵害とまでは言い切れないとする委員が約3割となる。

具体的に人権侵害を根拠とする条文は、第19条と第23とされており、また、「設問」においても条約の第23条が引用されているので、条約文をみておくことにする。

第19条(a)

障害者が、他の者と平等に、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の居住施設で生活する義務を負わないこと。

第19条(b)

地域社会における生活及び地域社会への受入れを支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(人的支援を含む)を障害者が利用することができること。

第19条(c)

一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者と平等に利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

第23条第3項

締約国は、障害のある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保する。締約国は、この権利を実現し、並びに障害のある児童の隠匿、遺棄、放置及び隔離を防止するため、障害のある児童及びその家族に対し、包括的な情報、サービス及び支援を早期提供することを約束する。

第23条第4項

締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合には、この限りでない。

いかなる場合にも、児童は、自己が障害を有すること又は父母の一方若しくは双方が障害を有することを理由として父母から分離されない。

- 7 「設問」では条約第23条の第3項と第4項を引用しているので、重症児施設が存在及び重症児施設入所が条約違反となるのか、どうかについて考察する。

重症児が重症児施設に入所することは、父母の意思によるものであり、従って条約第23条第4項に違反することにはならない。

措置権行使による施設入所は、同上同項ただし書きの規定により父母の意思に反してその父母から分離されても規定違反には該当しない。

重症児が重症児施設に入所していることは、合法であり、なんら人権侵害に当たるものではない。

条約第23条第4項後段の「いかなる場合にも……」の条文は、前段の条文を前提としていると理解できるので、父母が子どもの生命と人権を確保するために、重症児施設に入所させることは、子どもの人権尊重こそあれ、人権侵害となるものではない。

意見の中に、「人権侵害というよりむしろ生存権の剥奪である。」とあつたが、地域移行の結果、不完全な社会資源の中で、かつ、不十分なサービスの暮らしを強いる地域生活こそ、生存権の剥奪というべきであろう。

- 8 次に、「児童の権利条約」から、重症児の権利を考えてみたい。

関係する条文は、第3条・第9条・第18条・第23条・第24条・第25条である。詳細は、他の成書に譲るが、ここでは第23条第2項と第25条についてみておきたい。

第23条第2項

「締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、保護する。」

重症児施設への入所の根拠もこの条約文にある。

第25条

「締約国は、児童の身体又は精神の養護、保護又は治療を目的として権限

のある当局によって収容された児童に対する処遇及びその収容に関連する他のすべての状況に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める。」

児童福祉法第45条で、児童福祉施設の最低基準の設定が厚生労働大臣に義務づけられている。同法第46条において、都道府県知事に施設立ち入りや検査の権限が与えられている。

- 9 重症児施設の存在が人権侵害であり、障害者権利条約違反と主張したいのであれば、わが国は1994年5月22日に批准し効力を持つ「児童の権利条約」と「障害者権利条約」との条約文の整合性を図って、主張の明確な根拠を明示すべきである。

「障害者総合福祉法」制定の準備としての障がい者制度改革推進会議であるのなら、重症児施設の存在が人権侵害である根拠を明確に国民の前に示す責任が同会議にはあるのではないのか。

- 10 今年、4月20日、厚生労働省は「平成22年度厚生労働省の目標」と題した文書を公表した。この中に、「局の組織目標平成22年4月～9月」も明示されている。社会・援護局の組織目標「障害者制度改革」の項には、新たな総合的な福祉制度（遅くとも平成25年8月までに実施）に向けた検討施設や病院から地域での生活への移行の推進 の二つが掲げられている。

「推進すべき課題」として、次の3項目を指摘している。

様々な意見があり、十分な調整が必要

財源の確保

自治体など関係者との連携

「備考」には、数値目標として、次の記載がある。

入所施設からの移行者数2、1万人（平成23年度末まで）

グループホーム・ケアホーム利用者数

平成23年度末までに8、3万人に向け、22年度末までに6、8万人これらの根拠は、現在進行している「障害福祉計画策定の国の基本指針」にある。

「施設や病院からの地域移行の推進」が障害福祉施策の方向として動いている以上、第3期計画策定が始まる平成24年度からの都道府県・市町村の「障害福祉計画策定」に向けた準備にも、私たちは注視していかなければならない。

（平成22年4月23日 記）